

令和3年2月19日

社会福祉法人高浜市社会福祉協議会
次世代育成支援対策推進法に基づく一般事業主行動計画

職員がその能力を發揮し、仕事と生活の調和を図り働きやすい雇用環境の整備を行うため、次のように行動計画を策定する。

1. 計画期間 令和3年2月21日 ～ 令和6年3月31日までの4年間

2. 内容

目標1：妊娠中の女性職員や妊娠中の妻をもつ男性職員に、産前産後休業や育児休業、育児休業給付金等制度や社内規定の周知を行い、制度等についての情報提供を行う。

<対策>

- 令和3年2月～ 制度に関するパンフレットの作成
- 令和3年度～ パンフレットの配布、管理者への情報提供

目標2：妊娠に伴う離職をなくし、育児休業取得率の水準を100%にする。また男性職員の育児にかかる特別休暇の取得率を50%以上にする。

<対策>

- 令和3年4月～ 妊娠中の職員や妊娠中の妻を持つ男性職員への休暇取得の周知
- 令和4年4月～ 管理者への育休に関する情報提供と、職員への制度の周知

目標3：所定外労働を削減するため、ノー残業デーを設定、実施する。

<対策>

- 令和3年4月～ 勤務管理システムの導入
- 令和4年4月～ 事業所ごとでの実施にかかる問題点の把握検討
- 令和4年10月～ 事業所ごとにノー残業デーの日程を設定する
- 令和5年4月～ ノー残業デーの実施